

図書館法第7条に規定する事務の補助執行について

平成30年度文部科学省委託事業「図書館地区別研修（平成31年2月5日～8日開催）」の実施に伴い、下記のとおり、教育委員会の職務権限に属する事務の一部について、地方自治法第180条の7に基づき、奈良県地域振興部長に補助執行させるものとする。

記

1. 補助執行の対象事務

図書館法第7条の規定に基づき実施する「司書及び司書補の資質向上のために必要な研修」に関する事務

2. 地域振興部長に補助執行させる理由

「図書館地区別研修」は、図書館法第7条に基づく研修であり、法律上は教育委員会の職務権限に属する事務であるが、同研修の運営については、図書館同種施設として図書館機能と専門的知識を有する県立図書館が行う方が効率的・効果的であるため。

なお、人権・地域教育課で確保している予算については、図書館に令達を行う。

3. 補助執行実施後の事務分担について

(1) 図書館の事務

- ・ 配布用冊子の印刷発注
- ・ 講師打合せ等の研修準備
- ・ 研修当日の運営全般
- ・ 文部科学省に提出する委託事業実施報告書、研修レポート等の作成
- ・ 所要経費の支払事務

(2) 教育委員会の事務

- ・ 委託事業実施報告書、研修レポート等の文部科学省への提出
- ・ 委託費の受入れ

4. 補助執行実施期間

平成31年1月16日から研修に関する業務が完了する日まで

以上